

利用者負担額（保育料）について

1号認定（認定こども園）

子ども・子育て支援法に規定する利用者負担額（保育料）は、提出のあった申請書に基づき児童の区分や有効期間を認定（支給認定）した上で、世帯にかかる市町村民税額、児童の支給認定の内容、兄弟姉妹の保育所や幼稚園等の利用状況等に応じて決定します。

1 利用者負担額（保育料）の算定

- (1) 利用者負担額（保育料）は、裏面の利用者負担額表をご覧ください。
- (2) 利用者負担額（保育料）は、4月分から8月分までは「前年度分」の市町村民税額を基礎として、9月分から3月分までは「当該年度分」の市町村民税額を基礎として算定します。市町村民税額に変更等があった場合は、それに応じて利用者負担（保育料）を変更する場合があります。
- (3) 税額が確認できない場合等、利用者負担額（保育料）が仮決定となる場合があります。この場合、その後本決定となった場合の差額分は、追徴または還付となります。また、最高額でのお支払いをお願いします。
- (4) 祖父母と同居の場合や別居でも祖父母が父母等を扶養している場合等は、祖父母の税額を考慮することがあります。
- (5) 裏面の利用者負担額表に記載の第1子及び第2子は、世帯ごとに、小学校3年生以下の児童から年齢の高い順に行います。第3子以降については、平成30年9月分の保育料決定分から、この範囲に限らず、**生計を一にする世帯に属する子どものうちの最年長者から数えて認定を行います。**
- (6) **年収約360万円未満相当世帯**を対象として、以下①及び②の軽減を行っています。

- | |
|---|
| ① 多子世帯に対する利用者負担額軽減制度における多子計算の年齢制限の撤廃
市町村民税の所得割額が父母合算で77,101円未満の世帯については、第1子及び第2子の認定についても第3子と同様に行い、それぞれ利用者負担額の軽減を行います。 |
| ② ひとり親世帯、在宅障害児（者）がいる世帯等に対する利用者負担額の軽減
市町村民税の所得割額が父母合算で77,101円未満の 在宅障害児（者） がいる世帯やひとり親世帯等については、①の多子計算の年齢制限の撤廃と共に、1人目を第2子の認定とし、2人目以降を第3子以降の認定とする利用者負担額の軽減を行います。 |

(5)における第3子以降に該当するがその認定になっていない、あるいは(6)における所得制限に該当しながらも利用者負担額（保育料）が軽減されておらず、「別居しているが生計を一にしている家族がいる。」や「ひとり親家庭である。」、「障害を持った家族がいる。」などございましたら、保育幼稚園課にご連絡いただきますようお願いいたします。その際は、世帯の状況が確認できる書類をお求めすることがあります。

2 市町村民税額の確認方法について

下表のとおり、利用者負担額（保育料）の算定のため、市町村民税額を証明する書類を提出していただく必要がありますが、市が公簿等により市民税額を確認することができる場合は、当該書類の提出は不要です。

区分	証明書の提出
平成30年1月1日以前から枚方市に住民票がある方で、市民税課税台帳の閲覧を承諾された方	平成30年度以降の市民税額を本市において確認することができます。
上記以外（平成30年1月2日以降に転入された場合など）	市町村民税課税証明書の提出が必要。（税額控除前所得割額と調整控除の額が分かるもの。証明書発行の転入前の市町村において、証明書の発行手数料が必要となる場合があります。）

※なお、平成30年1月1日以降、枚方市在住の方で市民税が未申告等により未課税の場合は、公簿等で市民税額を確認することはできません。収入がない（非課税の）場合であっても、保育利用における利用者負担額（保育料）算定のため、市民税の申告が必要となりますので、市民税課で必要年度分の申告手続きをしてください。

※マイナンバーの確認により市町村民税課税証明書の提出が不要になる場合がございます。

3 支払方法等

- ・直接、利用施設等へのお支払いとなります。
- ・お支払方法等については、各園にお問い合わせください。

【お問合せ先】

枚方市 子ども青少年部 保育幼稚園課
TEL 072-841-1472（直通）、FAX 072-841-4319

【認定こども園（1号認定者）の利用者負担額（保育料）について】

1号認定における利用者負担額（保育料）は下表に基づき決定しています。

3・4・5歳児（月額）

※満3歳児の利用者負担額（月額）については表中下段の金額

世帯の所得区分	第1子	第2子
①生活保護世帯	無料	無料
②市民税非課税世帯	無料	無料
③市民税所得割非課税世帯	1,800円 2,000円	0円
④市民税所得割課税額 10,000円未満	6,900円 7,600円	3,400円 3,800円
⑤市民税所得割課税額 19,000円未満	8,300円 9,200円	4,100円 4,600円
⑥市民税所得割課税額 44,000円未満	8,700円 9,600円	4,300円 4,800円
⑦市民税所得割課税額 53,000円未満	9,400円 10,100円	4,700円 5,050円
⑧市民税所得割課税額 77,101円未満	10,000円 10,100円	5,000円 5,050円
⑨市民税所得割課税額 211,201円未満	15,700円 17,300円	7,800円 8,600円
⑩市民税所得割課税額 211,201円以上	19,800円 21,800円	9,900円 10,900円

※4月～8月は「前年度分」、9月以降は「当年度分」の市民税所得割額により算定します。

※調整控除を除く税額控除（住宅借入金特別控除、寄付金控除等）は適用しません。

※婚姻歴のない非婚のひとり親世帯に対して、申請に基づき、寡婦（夫）控除のみなし適用を行います。税を控除するものではありません。また、寡婦（夫）控除を適用した場合でも利用者負担額（保育料）等の金額が変わらない場合があります。

※多子軽減適用による第2子の利用者負担額（保育料）は表に定めるとおりです。また、第3子以降は無料となります。

※第1子及び第2子の認定は、世帯ごとに小学校3年生まで、認定こども園、幼稚園、認可保育所等を利用する児童の範囲において、年齢の高い順に行います。第3子以降については、この範囲に限らず、生計を一にする世帯に属する子どものうちの最年長者から数えて認定を行います。また、年収約360万円未満相当の多子世帯やひとり親世帯、在宅障害者（児）世帯に対しては、生計同一の場合、年齢制限を超えて多子計算を行う、第1子を第2子扱いとするなどの軽減制度があります。

※国が定める基準額と比較して低い金額を適用します。この軽減制度等により、市町村民税所得割の世帯合算額が77,101円未満であるひとり親世帯、在宅障害者（児）世帯については、利用者負担額の上限が3,000円となります。

※養育里親等については、該当する事実を証する書類の確認などにより、軽減することができます。

※幼稚園に園児を就園させておられる保護者に対し、所得状況等に応じて経済的負担軽減のための利用者負担額の減免制度があります。

※軽減の適用を受けるには、別途申請が必要な場合があります。詳細については、保育幼稚園課までお尋ねください。

※結婚や離婚、生活保護の受給開始（廃止）された時など、世帯の状況が変わった時は、すみやかに保育幼稚園課まで届出をお願いします。

【お問い合わせ先】

枚方市 子ども青少年部 保育幼稚園課
TEL 072-841-1472（直通）
FAX 072-841-4319

利用者負担額（保育料）について

2号認定・3号認定

子ども・子育て支援法に規定する利用者負担額（保育料）は、世帯にかかる市町村民税額、児童の支給認定の内容、兄弟姉妹の保育所や幼稚園等の利用状況等に応じて決定します。

1 利用者負担額（保育料）の算定

- (1) 利用者負担額（保育料）は、裏面の利用者負担額表をご覧ください。
- (2) 利用者負担額（保育料）は、4月分から8月分までは「前年度分」の市町村民税額を基礎として、9月分から3月分までは「当該年度分」の市町村民税額を基礎として算定します。市町村民税額に変更等があった場合は、それに応じて利用者負担額（保育料）を変更する場合があります。
- (3) 税額が確認できない場合等、利用者負担額（保育料）が仮決定となる場合があります。この場合、その後本決定となった場合の差額は、追徴または還付となります。また、最高額でのお支払いをお願いする場合があります。
- (4) 祖父母と同居の場合や別居でも祖父母が父母等を扶養している場合等は、祖父母の税額を考慮することがあります。
- (5) 裏面の利用者負担額表に記載の第1子及び第2子の認定は、世帯ごとに、認可保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業等を利用する児童の範囲において、年齢の高い順に行います。第3子以降については、平成30年9月分の保育料決定分から、この範囲に限らず、生計を一にする世帯に属する子どものうちの最年長者から数えて認定を行います。なお、特定教育・保育施設である幼稚園、認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業以外の施設利用者が世帯にいる場合で多子軽減の適用を希望される場合は、別途、多子軽減申請書及び在園証明等の提出が必要です（4月1日入所の方は、入所後にご提出いただくこととなります）。
- (6) 年収約360万円未満相当世帯を対象として、以下①及び②の軽減を行っています。

- | |
|--|
| ① 多子世帯に対する利用者負担額軽減制度における多子計算の年齢制限の撤廃
市町村民税の所得割額が父母合算で 57,700円未満の世帯 については、第1子及び第2子の認定についても第3子と同様に行い、それぞれ利用者負担額の軽減を行います。 |
| ② ひとり親世帯、在宅障害児（者）がいる世帯等に対する利用者負担額の軽減
市町村民税の所得割額が父母合算で 77,101円未満の在宅障害児（者） がいる世帯やひとり親世帯等については、①の多子計算の年齢制限の撤廃と共に、1人目を第2子の認定とし、2人目を第3子以降の認定とする利用負担額の軽減を行います。 |

(5)における第3子以降に該当するがその認定になっていない、あるいは(6)における所得制限に該当しながらも利用者負担額（保育料）が軽減されておらず、「別居しているが生計を一にしている家族がいる」や「ひとり親家庭である」、「障害を持った家族がいる」などございましたら、保育幼稚園課にご連絡いただきますようお願いいたします。その際は、世帯の状況が確認できる書類をお求めすることがあります。

2 市町村民税額の確認方法について

下表のとおり、利用者負担額（保育料）の算定のため、市町村民税額を証明する書類を提出していただく必要がありますが、市が公簿等により市民税額を確認することができる場合は、当該書類の提出は不要です。

区分	証明書の提出
平成30年1月1日以前から枚方市に住民票がある方で、市民税課税台帳の閲覧を承諾された方	平成30年度以降の市民税額を本市において確認することができます。
上記以外（平成30年1月2日以降に転入された場合など）の方	市町村民税課税証明書の提出が必要。（税額控除前所得割額と調整控除の額が分かるもの。証明書発行の転入前の市町村において、発行手数料が必要となる場合があります。）

※なお、平成30年1月1日以降、枚方市在住の方で市民税が未申告等により未課税の場合は、公簿等で市民税額を確認することはできません。収入がない（非課税の）場合であっても、保育利用における利用者負担額算定のため、市民税の申告が必要となりますので、市民税課で必要年度分の申告手続きをしてください。
※マイナンバーの確認により市町村民税課税証明書の提出が不要になる場合がございます。

3 支払方法等

- (1) 保育所（園）
 - ・枚方市への支払いとなります。
 - ・利用者負担額（保育料）の支払いは、口座振替でお願いします。月末（12月は25日）にご指定の口座から振替します。（金融機関等が休みの場合は翌営業日）。口座振替開始までは、市が発行する納付書でお支払い下さい。口座振替の申込みはお取り扱いのある金融機関にて、児童1人につき申込書一式をご提出ください。
- (2) 認定こども園、小規模保育事業実施施設
 - ・直接、利用施設等へのお支払いとなりますので、お支払方法等は、各施設等にお問い合わせください。

4 利用者負担額（保育料）を滞納した場合

保育所（園）等を通じての督促状や催告書の送付、地方税法の例により滞納処分（給料、預金、不動産等の差押等）を行う場合があります。

利用者負担額（保育料）に滞納のある世帯については、保育利用のお申し込みに関して、利用調整（選考）に係る点数の減点を行うため、兄弟姉妹の方の選考において不利な扱いとなります。

2号認定・3号認定

<保育所保育料>利用者負担額表（2号認定・3号認定） ※金額は、上段が保育標準時間、下段が保育短時間

各月の初日における支給認定保護者の属する世帯の区分	階層区分	利用者負担額（月額）						単位：円	
		3歳未満		3歳		4歳以上		第1子	第2子
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子		
被保護世帯等	1	0	0	0	0	0	0	0	
市町村民税非課税世帯	2	0	0	0	0	0	0	0	
市町村民税所得割非課税世帯（2階層の世帯除く。）	3	6,500	3,200	6,000	3,000	5,600	2,800		
		6,300	3,100	5,800	2,900	5,500	2,700		
市町村民税の所得割が次に掲げる額である世帯（他の階層の世帯を除く。）	4-1	10,000円未満	9,000	4,500	7,500	3,700	7,100	3,500	
		10,000円以上19,000円未満	8,800	4,400	7,300	3,600	6,900	3,400	
※4月から8月までは「前年度分」、9月以降は、「当年度分」の市町村民税所得割額により算定します。	4-2	19,000円以上44,000円未満	10,300	5,100	8,800	4,400	8,500	4,200	
		44,000円以上53,000円未満	10,100	5,000	8,600	4,300	8,300	4,100	
※利用者負担額算定における所得割額では、調整控除を除く税額控除（住宅借入金特別控除、寄付金控除等）は適用しません。	4-3	53,000円以上70,000円未満	11,500	5,700	10,000	5,000	8,900	4,400	
		70,000円以上83,000円未満	11,300	5,600	9,800	4,900	8,700	4,300	
※婚姻歴のない非婚のひとり親世帯に対して、申請に基づき、寡婦（夫）控除のみなし適用を行います。税を控除するものではありません。また、寡婦（夫）控除を適用した場合でも利用者負担額等の金額が変わらない場合があります。	4-4	83,000円以上88,000円未満	13,700	6,800	11,700	5,800	9,600	4,800	
		88,000円以上93,000円未満	13,400	6,600	11,500	5,700	9,400	4,700	
※婚姻歴のない非婚のひとり親世帯に対して、申請に基づき、寡婦（夫）控除のみなし適用を行います。税を控除するものではありません。また、寡婦（夫）控除を適用した場合でも利用者負担額等の金額が変わらない場合があります。	4-5	93,000円以上100,000円未満	16,000	8,000	14,600	7,300	13,000	6,500	
		100,000円以上115,000円未満	15,700	7,800	14,300	7,100	12,700	6,300	
※婚姻歴のない非婚のひとり親世帯に対して、申請に基づき、寡婦（夫）控除のみなし適用を行います。税を控除するものではありません。また、寡婦（夫）控除を適用した場合でも利用者負担額等の金額が変わらない場合があります。	4-6	115,000円以上122,000円未満	21,000	12,600	19,000	11,400	16,000	9,600	
		122,000円以上130,000円未満	20,600	12,300	18,600	11,200	15,700	9,400	
※婚姻歴のない非婚のひとり親世帯に対して、申請に基づき、寡婦（夫）控除のみなし適用を行います。税を控除するものではありません。また、寡婦（夫）控除を適用した場合でも利用者負担額等の金額が変わらない場合があります。	4-7	130,000円以上140,000円未満	25,500	15,300	22,000	13,200	17,000	10,200	
		140,000円以上150,000円未満	25,000	15,000	21,600	12,900	16,700	10,000	
※婚姻歴のない非婚のひとり親世帯に対して、申請に基づき、寡婦（夫）控除のみなし適用を行います。税を控除するものではありません。また、寡婦（夫）控除を適用した場合でも利用者負担額等の金額が変わらない場合があります。	4-8	150,000円以上160,000円未満	28,000	16,800	23,000	13,800	19,000	11,400	
		160,000円以上170,000円未満	27,500	16,500	22,600	13,500	18,600	11,200	
※婚姻歴のない非婚のひとり親世帯に対して、申請に基づき、寡婦（夫）控除のみなし適用を行います。税を控除するものではありません。また、寡婦（夫）控除を適用した場合でも利用者負担額等の金額が変わらない場合があります。	4-9	170,000円以上180,000円未満	36,000	21,600	24,000	14,400	22,000	13,200	
		180,000円以上190,000円未満	35,300	21,200	23,500	14,100	21,600	12,900	
※婚姻歴のない非婚のひとり親世帯に対して、申請に基づき、寡婦（夫）控除のみなし適用を行います。税を控除するものではありません。また、寡婦（夫）控除を適用した場合でも利用者負担額等の金額が変わらない場合があります。	4-10	190,000円以上200,000円未満	39,000	23,400	25,000	15,000	22,500	13,500	
		200,000円以上210,000円未満	38,300	23,000	24,500	14,700	22,100	13,200	
※婚姻歴のない非婚のひとり親世帯に対して、申請に基づき、寡婦（夫）控除のみなし適用を行います。税を控除するものではありません。また、寡婦（夫）控除を適用した場合でも利用者負担額等の金額が変わらない場合があります。	4-11	210,000円以上220,000円未満	44,000	26,400	26,000	15,600	23,500	14,100	
		220,000円以上230,000円未満	43,200	25,900	25,500	15,300	23,100	13,800	
※婚姻歴のない非婚のひとり親世帯に対して、申請に基づき、寡婦（夫）控除のみなし適用を行います。税を控除するものではありません。また、寡婦（夫）控除を適用した場合でも利用者負担額等の金額が変わらない場合があります。	4-12	230,000円以上240,000円未満	46,500	27,900	26,500	15,900	24,000	14,400	
		240,000円以上250,000円未満	45,700	27,400	26,000	15,600	23,500	14,100	
※婚姻歴のない非婚のひとり親世帯に対して、申請に基づき、寡婦（夫）控除のみなし適用を行います。税を控除するものではありません。また、寡婦（夫）控除を適用した場合でも利用者負担額等の金額が変わらない場合があります。	4-13	250,000円以上260,000円未満	50,600	30,300	26,800	16,000	24,500	14,700	
		260,000円以上270,000円未満	49,700	29,700	26,300	15,700	24,000	14,400	
※婚姻歴のない非婚のひとり親世帯に対して、申請に基づき、寡婦（夫）控除のみなし適用を行います。税を控除するものではありません。また、寡婦（夫）控除を適用した場合でも利用者負担額等の金額が変わらない場合があります。	4-14	270,000円以上280,000円未満	52,000	31,200	27,000	16,200	25,000	15,000	
		280,000円以上	51,100	30,600	26,500	15,900	24,500	14,700	

※3歳未満、3歳及び4歳以上の認定は、前年度の末日における満年齢により行います。
 ※被保護世帯等には、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）による里親、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯が含まれます。
 ※多子軽減適用による第2子の利用者負担額（保育料）は表に定めるとおりです。また、第3子以降は無料となります。
 ※第1子及び第2子の認定は、世帯ごとに、認可保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業等を利用する児童の範囲において、年齢の高い順に行います。第3子以降については、この範囲に限らず、生計を一にする世帯に属する子どものうちの最年長者から数えて認定を行います。また、年収約360万円未満相当の多子世帯やひとり親世帯、在宅障害者（児）世帯に対しては、生計同一の場合、年齢制限を超えて多子計算を行う、第1子を第2子扱いするなどの軽減制度があります。
 ※国が定める基準額と比較して低い金額を適用します。この軽減制度等により、市町村民税所得割の世帯合算額が77,101円未満であるひとり親世帯、在宅障害者（児）世帯については、第1子の利用者負担額（保育料）が3歳未満9,000円、3歳以上6,000円が利用者負担額の上限となります。
 ※自己の都合によらないものや傷病による離職、災害などにより世帯の負担能力に著しい変動が生じ、徴収金等の負担が困難であるなどの場合、当該世帯について仮定の市町村民税額により階層区分の認定を行う場合があります。
 ※多子軽減の適用、階層区分の認定等における申請などの軽減の適用を受けるには、別途申請が必要な場合があります。詳細については、保育幼稚園課までお尋ねください。

【利用者負担額（保育料）についてのお問合せ先】
 枚方市 子ども青少年部 保育幼稚園課
 TEL 072-841-1472（直通）、FAX 072-841-4319